

第3章 自然環境の保全とやすらぎや潤いのある身近な環境の保全及び創造

第1節 健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成

植物や動物はもとより、それらの生存基盤となる土壌や地形・地質、大気や水など、自然環境を構成する要素を総合的に組み合わせて本県の自然環境を概観すると、大きく「高山帯・亜高山帯（山岳地域）」、「山地帯（奥山地域）」、「丘陵帯・平野帯（里地里山、田園地域）」及び「海岸帯（沿岸地域）」の4つの地域として認識することができます。

「高山帯・亜高山帯」は、標高がおおむね1,200mを超える山岳地域で、本県では、奥羽山脈に連なる蔵王連峰や船形山、栗駒山などが該当し、優れた自然景観に加え、多くの高山性野生生物が生息・生育していることから、国定公園や県立自然公園に指定されています。

「山地帯」は、標高がおおむね300mから1,200mまでの範囲で、北上山地と阿武隈山地、奥羽山脈の山腹を占め、冷温帯落葉広葉樹林をはじめとする森林に広く覆われており、低標高域では、戦後植栽されたスギやアカマツなどで構成される人工林が広範囲に見られます。

「丘陵帯」は、標高がおおむね300m以下で県土のほぼ中央部を占め、古くから開発の手が加えられ、自然林の伐採跡地に生じたコナラ、クリの二次林やスギ、アカマツの人工林と農耕地が混在する里地里山の自然景観が広がっており、藩政時代以降、生活の基盤として利用されてきた「平野帯」では、県中部から北部に広がる仙台平野を中心に水田や畑地が広がっています。これら両地域帯では、社会経済活動の進展に伴う道路整備や林地開発、山村の過疎化などにより、在来野生生物の生息環境に変化が生じており、特に、イノシシ、ニホンジカなどの生息域が拡大し、農林業被害が増加する事態も生じています。

「海岸帯」は、海岸線が複雑で断崖の多いリアス式海岸の北部沿岸地域（岩手県境の気仙沼市から石巻市まで）と川や隣接海岸から運ばれた土砂が波や風の働きによって海岸線に沿ってたい積した砂浜海岸の中南部沿岸地域（石巻市から福島県境の山元町まで）に二分されます。

1 健全な生態系の保全

(1) 保護地域制度等による保全

① 自然公園

自然保護課

優れた自然の風景地の保護・利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与することを目的に、「自然公園法」（昭和32年法律第161号）に基づく国立公園（我が国を代表する傑出した自然の風景地）1か所、国定公園（国立公園に準ずる優れた自然の風景地）3か所、「県立自然公園条例」（昭和34年宮城県条例第20号）に基づく県立自然公園（国立・国定公園以外で県内にある優れた自然の風景地）8か所、計12か所、面積171,199 ha（県土面積の約23.5%）を指定しています（図3-3-1-1）。

これら地域における優れた自然の風景地を保護するため、地域内での開発行為等について、特別地域内の場合は許可、普通地域内の場合は届出の制度を設けており、平成24年度の許可・届出の総



▲図3-3-1-1 自然公園位置図

件数は302件です。

また、貴重な高山植物等を保護するため、特別地域内の一定植物を指定し、その採取等を原則として禁止し、盗掘の防止を図っています。

② 県自然環境保全地域・緑地環境保全地域

自然保護課

優れた自然環境や市街地周辺の緑地を保全するため、「自然環境保全条例」(昭和47年宮城県条例第25号)に基づき、県自然環境保全地域として15地域8,572ha、緑地環境保全地域として9地域10,101ha、計24地域面積18,673ha(県土面積の約2.5%)を指定し(図3-3-1-2)、自然公園と同様、地域内において一定の行為を行う場合の許可・届出の制度を設けており、平成24年度の許可・届出の総件数は12件です。



▲図3-3-1-2 県自然環境保全地域・緑地環境保全地域位置図

③ 天然記念物の指定の状況等 文化財保護課

動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)、地質鉱物等のうち、学術上貴重で我が国の自然を記念するものについては、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)や「文化財保護条例」(昭和50年条例第49号)に基づき、天然記念物に指定されます。

天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をするときは、国指定の天然記念物については文化庁長官、県指定の天然記念物については、県教育委員会教育長の許可が必要になります。

また、市町村指定の天然記念物については、そ

の市町村の条例の規定によります。

▼表3-3-1-1 宮城県の天然記念物の指定の状況 (平成25年3月末現在)

種別\指定	国	県	市町村	計
動物	7	1	4	12
植物	15	28	220	263
地質鉱物	6	2	6	14
計	28	31	230	289



▲十八鳴浜(気仙沼市大初平) ▲八景島暖地性植物群(石巻市雄勝町)

(2) 生態系保全対策の推進 自然保護課

① 自然公園

ア 金華山島

金華山島は、その大部分が南三陸金華山国定公園の特別保護地区及を含む特別地域に指定されており、ブナ・モミ・イヌシデ等が典型的な垂直分布を示す原生的自然林と野生のニホンジカやニホンザルが生息する生態学的に優れた地域です。

しかし、ニホンジカがブナ等の稚樹を採食するため、後継樹が育たず、年々草原化が進行しつつあることから、引き続き、稚樹をニホンジカの採食から守るための防鹿柵の設置工事を実施したほか、柵内の植生変化の調査及び島内に生息するニホンジカの頭数調査を実施しました。

イ 栗駒山

栗駒国定公園の特別保護地区に指定されている栗駒山山頂付近の雪田植生地域(お花畑)は、登山客の増加に伴い、踏圧による植生の損傷やそれに起因する土砂の流出が生じ、裸地化面積が年々増加する傾向にあり、同様に栗駒国定公園の特別保護地区に指定されている世界谷地湿原地域は、近年、湿原の乾燥化やヨシ・ササ等の侵入により湿原植生の衰退が進行しています。

これらの対策として、荒廃している栗駒山雪田植生地域の植生回復を図ることを目的に、登山者の誘導や雨水の流入を防止するための木製階段工・カゴ工を実施するとともに、世界谷地湿原の保全のためのヨシ・ササ等の刈取作業を実施しました。

② 河川

河川課

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を目的として、改修中の全河川に対し、「多自然川づくり」を推進しています。

③ 農業地域

ア 環境にやさしい農業の推進 農産園芸環境課

適切な農業生産活動は、良好な自然環境を形成するとともに、景観や生物多様性・水環境の保全など自然環境の保全に大きな役割を果たしています。

平成11年に施行された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年法律第110号)に基づき、たい肥等による土づくりと化学合成農薬や化学肥料の節減による環境負荷の低減を図る農業者の育成に努めてきました。

また、県民の食の安全性や環境への関心の高まりに対応し、平成11年に制定した「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」において、化学合成農薬及び化学肥料の使用を低減した農産物を認証し、信頼性の確保に努めるとともに、農業生産に由来する環境負荷をできる限り低減する有機農業については、平成21年に「みやぎの有機農業推進計画」を策定し、推進方向を定めました。

引き続き、農業の持続的発展と環境と調和のとれた農業生産の確保に努めていきます。

イ 水辺の生態系の保全 農村振興課

平成13年6月に改正された「土地改良法」(昭和24年法律第195号)においては、事業実施の原則として「環境との調和への配慮」が位置付けられました。

ほ場整備事業等の農業農村整備事業を実施及び予定している地区について、市町村が作成した

「田園環境整備マスタープラン」を基本に、事業実施に係る水生生物及び動植物等への影響に配慮する対策を示す「環境配慮実施方針」を作成し、生物等の生息環境の保全に配慮した事業を展開しています。

また、実施方針の作成に当たっては、地域住民参画のもとに、「田んぼの生きもの調査」等を事前に実施し、地域との合意形成を図りながら進めています。

田園環境整備マスタープラン作成市町村：26市町村
環境配慮実施方針作成地区：90地区

④ 森林

森林整備課

森林は多種多様な生物の生息の場を提供し、生態系の保全や生物種を保存する役割を有しています。これらの森林の有する機能が高度に発揮される多様かつ健全な森林を整備するため、間伐の実施や、広葉樹林造成等を促進しました。

⑤ 漁場

水産業基盤整備課

沿岸漁業や養殖業の盛んな内湾域や河川では、漁場環境を監視することで、漁業被害の未然に防止や、被害が発生した際の迅速な対応を行うことができます。

このため、気仙沼湾、志津川湾、松島湾及び鳴瀬川において水質や底質、底生生物等の調査による漁場環境の監視や情報の収集を行うとともに、被害の防除措置への対応を行うことにより、内湾域及び内水面漁場の保全に努めています。

また、東日本大震災により、大量のがれき類が漁場に流入し、沿岸漁業や養殖業の支障となっていることから、これら漁場がれき類の撤去を行っています。

2 生態系ネットワークの形成

自然保護課

生態系（ある地域における食物連鎖などの生物間の相互関係と生物を取り巻く大気や水、土壌などの無機的環境の間に生じる相互関係を総合的にとらえた生物社会の一つのまとまり）を構成する野生生物が、その種を適切に後世に継承していくためには、生態系自体が適度な広がりを持ち、かつ他の生態系と適度に近接あるいは連続している状況が望まれます。

そのためには、適切な規模の保護地域を確保しながら、開発行為等を自然環境の保全に配慮したものに誘導するとともに、生物多様性に富む里山里山や水辺などの身近な自然環境の保全・再生を積極的に進めるなど、多様な生態系を様々な形で

連続させる生態系ネットワークの形成が求められています。

こうしたネットワークの形成に向け、本県は、平成14年3月に宮城県自然環境共生指針を策定し、生態系ネットワークの実現を重要課題と位置付けるとともに、関連各種施策を関係行政機関、関係団体及び県民と一体となって推進してきたところであり、また平成18年度には、宮城県自然環境保全基本方針を改定し、生態系ネットワーク形成を施策の基本目標の1つとして明記して、改めて、「保全地域」「回復地域」とその両者を結ぶ「コリドー（生態的回廊）」から形成される生態系ネットワークの考え方を示しました。

第2節 生物多様性の保全及び自然環境の再生

1 生物多様性の保全に向けた情報基盤の整備・活用

自然保護課

私たち人間を含めた生物は、互いに深く関わり合いながら生活しており、生物の多様性を保全するとともに、損なわれた自然環境を再生することにより自然環境の「質」を確保することは、全ての生物にとって重要なことです。

生物多様性を維持するための基盤となる、森林、草原、河川、湖沼、湿地、海岸等については、これまで実施してきた学術調査やモニタリング調査などの調査結果を活用しながら、今後も継続的に自然環境を把握する必要があります。

また、絶滅のおそれのある野生生物の把握に関

しては、東日本大震災前の状況を示したレッドリストを平成24年度に公表するとともに、「宮城県の希少な野生動植物－宮城県レッドデータブック－」については、平成27年度に改定します。

これらを基礎資料としながら、県関係機関、高等教育・研究機関及びNPOなどが保有する各種調査データなどを相互補完的に活用し得る情報ネットワークの構築に努めるとともに、その活用を通じて、生物多様性を保全するための効果的・効率的な環境配慮に努めます。

2 希少野生生物の保護対策

(1) 希少野生生物の保護

自然保護課

我が国では、平成3年に「日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－（脊椎動物及び無脊椎動物）」が発行され、平成4年には「絶滅のおそれのある種の保存に関する法律」が施行されるなど全国レベルにおける数々の施策が展開されてきました。

県は、平成12年度に「宮城県の希少な野生動植物－宮城県レッドデータブック－」を、平成13年度にはその普及版を作成し、市町村や各種団体、教育機関等に配布し、普及啓発を図っています。

なお、平成20年度から希少野生動植物等の生息・生育状況調査を実施し、平成24年度に震災前の生息状況を取りまとめた「宮城県レッドリスト」を公表しました。今後調査を継続した上で、平成27年度にレッドデータブックを改訂します。

また、一般県民などからの希少野生生物の保護に関する照会に対して、指導・助言を行い、希少野生生物種の保護と普及啓発に努めています。特に、イヌワシ、クマタカ、オオタカを主に、希少猛禽類の保護を図るため、開発行為の事業者等に対して、その保護を要請するとともに、営巣期に

は工事を行わないなど、事業との調整などの指導を行っています。

(2) 内水面外来魚対策の進行状況

水産業振興課・水産業基盤整備課・自然保護課

ブラックバスは肉食性で繁殖力・環境適応力が強く、在来のタナゴ・ワカサギ・フナ等の魚類をはじめ、エビ等の甲殻類や水生昆虫を捕食し、内水面漁業や生態系に大きな影響を与えています。このため、飼育や運搬、放流などが法律で禁止されていますが、違法な放流などによって県内の多くの河川・湖沼に生息域を拡大しています。

伊豆沼・内沼では、ボランティアで構成する「バス・バスターズ」が、人工産卵床を利用したブラックバスの卵、稚魚や親魚の駆除を進めているほか、関係機関が共同して新たな駆除手法などの開発研究を行っています。

また、内水面漁場管理委員会指示によりブラックバス及びブルーギルの再放流を禁止し、内水面漁業への被害の軽減や生態系の回復に取り組んでいます。

3 野生鳥獣の保護管理対策

自然保護課

(1) 鳥獣保護区の整備

① 鳥獣保護区

鳥獣の適正な保護繁殖を図るため、県土面積の約20%に当たる144,531ha（95か所）を鳥獣保護

区として指定しており、当該区域での鳥獣の捕獲を禁止するとともに制札の設置等を実施しています。

② 鳥獣保護区特別保護地区

鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護繁殖を図る上

で特に重要な地域について、その生息環境を保全するため一定の行為が制限される特別保護地区として8,807ha（10か所）を指定しています。

③ 休猟区

狩猟を一時的に禁止して狩猟鳥獣の生息数の自然回復を促進し、狩猟の永続化を図るため必要に応じて休猟区として指定します。

④ 特定猟具使用禁止区域（銃）

住宅地周辺など銃猟による危険を未然に防止するため、銃による狩猟を禁止する区域として44,523ha（79か所）を指定しています。

⑤ 指定猟法（鉛製散弾）禁止地域

水鳥の鉛中毒事故を防止するため、鉛散弾を用いた猟を禁止する区域として18,663ha（74か所）を指定しています。

⑥ 指定猟法（鉛製ライフル弾）禁止区域

鉛製ライフル弾による猛禽類の鉛中毒事故を防止するため、鉛ライフル弾を使用した鳥獣の捕獲を禁止する区域として8,537ha（1か所）を指定しています。

(2) 鳥獣保護対策

① 傷病野生鳥獣救護

様々な要因によって傷病を負った野生鳥獣のうち、治療が必要なものについては、県内10か所の動物病院等の協力を得て治療を行い、治療を終えた野生鳥獣のうち早期野生復帰が困難なものについては、県民ボランティアである「アニマルレスキュー隊員」に一時飼養を依頼しています。

また、感染症防止の観点から、全国的な高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて野鳥の監視強化を図るとともに、死亡野鳥に対する簡易検査を実施しています。

② 大型獣類の保護管理

ア ニホンザル

「第二期宮城県ニホンザル保護管理計画」に基づき「追い上げ」等諸対策を実施し、一部の奥山の群には改善が見られています。

イ ツキノワグマ

「宮城県ツキノワグマ保護管理計画」に基づき、年間捕獲頭数を定め、適正な保護管理を行っています。

ウ ニホンジカ

「牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画」に基づき、平成23年度に引き続き個体数調整を実施しました。

エ イノシシ

「宮城県イノシシ保護管理計画」に基づき、平成23年度に引き続き個体数調整を実施しました。

なお、これらの計画については、農林業被害の現状や生息状況等を踏まえ、平成28年度までの4か年を計画期間とする新しい計画を策定しました。

③ 希少種情報データベース

希少野生生物の生息状況や分布域などについて、きめ細やかな情報を収集するため、県民及び広範な関係者から情報提供を受けることができる希少種情報データベースを整備し、希少野生生物の保護対策に資する情報収集体制を構築します。

4 地域協働を基本とした自然環境の保全と再生

自然保護課

(1) 伊豆沼・内沼自然再生

伊豆沼・内沼は、ハクチョウ類やガン類など数多くの水鳥の渡来地として、県自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区特別保護地区及び国の天然記念物の指定を受け、また、国際的に重要な湿地として「ラムサール条約」の登録湿地にもなっています。

その保全対策として、「伊豆沼・内沼環境保全対策基本計画」（平成5年3月策定）に基づき、各種事業を実施してきましたが、平成19年度からは、地域住民、専門家、NPO及び関係行政機関等の多様な主体の参加と連携により自然再生を進める自然再生推進法（平成14年法律第148号）に則り事業を実施することとし、平成20年度には同法に基づく自然再生協議会が設立され、平成21年度には同協議会において「伊豆沼・内沼自然再生全体構想」が策定されました。

平成23年度以降は、協議会で事業の進め方について協議を行うとともに、平成22年度に県が策定した「伊豆沼・内沼自然再生事業実施計画」に基づき、沈水植物増殖・移植、水生植物適正管理及び水質改善導水実験を実施したほか、各種のモニタリング調査を実施しています。



▲マコモ植栽の様子



▲バスバスターズの様子

(2) 蒲生干潟自然再生

蒲生干潟は、国指定鳥獣保護区特別保護地区及び県自然環境保全地域に指定され、国際的にも重要な野鳥の中継地、繁殖地、越冬地となっています。

平成17年度に、自然再生推進法に基づく「蒲生干潟自然再生協議会」が設立され、平成18年度には同協議会において「蒲生干潟自然再生全体構想」が策定されました。

また、平成19年度には県が自然再生施設の整備に関する「干潟・砂浜修復事業実施計画」を策定し、以来、協議会の会議で事業の進め方について協議を行うとともに、同実施計画に基づき、自然再生施設である越波防止堤の設置工事、導流堤水門部の堆積物撤去工事等を実施したほか、各種のモニタリング調査を実施してきました。

しかし、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震に伴う津波という自然災害により蒲生干潟が被災したため、平成23年以降事業を中止しています。

平成24年度は、蒲生干潟を含む仙台湾海浜県自然環境保全地域において、地形、生物（鳥類・底生生物等）、植生等のモニタリング調査を実施し、今後2年間調査を継続することで推移を見守ることとしています。



▲蒲生干潟の空中写真（国土地理院撮影）
上：平成23年3月12日撮影
下：平成24年11月19日撮影

第3節 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり

1 自然環境の保全に係る情報の効果的活用

自然環境を適切に保全するためには、まず自然環境の現状を具体的に把握した上で、時間の経過とともに生じる変化をモニタリングし、その原因を究明しながら効果的・効率的な対策を柔軟に講じる必要があります。

また、自然環境の保全・再生の実現に向けた適切な施策の立案や選定に当たっては、高度な専門的知識や技術に基づく、動物や植物、地形、地質などの自然環境要素に関する基礎調査の実施及び自然環境の保全・再生に関する総合的な調査研究体制の確立の推進が必要であり、得られた自然環

自然保護課

境に関するデータや知見が、専門家や行政機関のみにとどまることのないよう、それらを広く県民に公開・提供し、自然環境の保全に向けた各主体の取組がより一層促進されるよう努める必要があります。

平成24年度には、鳥獣保護行政推進の基礎資料とするため、ニホンジカ（牡鹿半島）、ガン・カモ・ハクチョウ類等の県内野生鳥獣の生息状況を調査しました。

調査結果は、県のホームページや調査報告書により公開し、情報提供しています。

2 多様な主体との協働による自然環境保全活動の推進

自然環境の保全に関する問題は、県民全ての日常生活全般に関わることであり、近年、NPOをはじめ企業など多様な主体による環境保全活動が

自然保護課

活発化しています。

その推進に当たっては、行政、県民それぞれが、共通認識の下に連携・協力して行動することが不

可欠であり、自然環境の保全に関する施策を効果的に展開するためにも、多様な主体との協働を強力に推進するとともに、県民自らが積極的に自然環境の保全活動に取り組むことができるよう、専門的な知識を有する指導者の育成や各種の活動情報の提供、交流や研修機会の確保などを通じて、NPOをはじめ多様な主体の育成・支援に努める必要があります。

平成24年度取組については以下のとおりです。

(1) みやぎバットの森

地球温暖化防止など森林が有する多面的機能を持続させ、森林の整備・保全を社会全体で支える県民意識を醸成すべく、県民や企業などの多様な主体と協働して広葉樹の森づくりを推進するため、栗原市有林0.1 haにおいてバットの原木となるアオダモ等の苗木150本植栽しました。

(2) みやぎの里山協働再生支援

社会貢献として森林づくり活動を希望する企業

に対して、そのフィールドの斡旋を行い、2件(11.61 ha)について協定を締結しました。

(3) 自然公園等の環境保全

県内の山岳部に位置する国定公園や県立自然公園などのかけがえのない自然環境を将来に引き継いでいくため、山岳団体等の会員を山岳環境指導員として委嘱し、一般登山者の山岳環境の適正利用を啓発する山岳環境サポート事業を実施しました。

(4) 森林環境共生育成

専門的な知識を有する指導者の育成確保では、森林を利用した自然体験や自然観察などの野外活動の指導や森林・林業の普及活動に寄与する専門家を育成するため、「森林インストラクター養成講座」を38人受講終了したほか、「みやぎ自然環境サポーター養成講座」については、延べ62人を対象に実施しました。

3 自然環境を大切に作る心をはぐくむ自然とのふれあい

自然保護課

国立・国定公園などの自然公園や県民の森をはじめとする森林公園などは、気軽に自然とふれあい自然に対する理解を深める場として重要な役割を担っていることから、多様な県民ニーズに配慮した公園・空間づくりに努めるとともに、自然環境の仕組みや成り立ち方などの普及啓発に積極的に利活用することが必要です。

平成24年度は、県民の森、昭和万葉の森、こもれびの森等の森林公園をはじめ、伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター、蔵王野鳥の森自然観察センター等の施設において、様々な主体により各種自然観察会や自然体験活動等が開催されました。

各種自然観察会や自然体験活動の開催情報については、各開催主体がそれぞれの情報媒体により発信していますが、利用者が県全体の情報をより容易に把握することができるようにするため、県

のホームページに「みやぎ自然ふれあい情報の森」を開設し、県が各開催主体から情報を収集し、その情報を一元的に提供しています。



▲自然観察会の様子

第4節 やすらぎや潤いのある生活空間の創造

1 身近な地域の緑化の推進

自然保護課

(1) みどりのクニづくり事業構成施策事業

① 百万本植樹事業

「百万本植樹事業」は、県土緑化の先導的の事業として、緑のネットワークを形成させるもので、平成24年度は、4市5町1村の市町村が管理する公共施設等の24か所において、1,917本の緑化木を配布し、植樹が行われました。

▼表3-3-4-1 みどりのクニづくり事業構成施策事業

区分	施策名	担当課(室)	事業期間	事業内容
みどりを まもる	みやぎ未来の森林整備事業	環境生活部 自然保護課	H2～	県内の拠点となる森林を整備し、県民の共有の財産として後世に継承する。
	野鳥の森維持管理事業		H6～	野鳥の森等の施設を維持管理して、県民がいつでも自然に触れ合える場を提供する。
	栗駒山自然景観保全修復事業		H5～	自然と景観を保全するとともに自然と人間のかかわりについて考える場を整備する。
	保安林整備事業	農林水産部 森林整備課	H5～	保安林機能の維持増進と潤いのある自然環境の創出を図る。
	県有防災林管理事業		—	海岸沿い等に造成された森林の公益的機能の維持・増進を図る。
みどりを ふやす	百万本植樹事業	環境生活部 自然保護課	H5～	家族及び地域の緑化を推進し、快適な生活空間の醸成を図り緑化思想の啓発、人と環境にやさしい県土づくりを促進する。
	都市公園整備事業	土木部 都市計画課	H5～H20	県の各種公共施設に積極的に植樹を行い、緑の量と質の確保を展開することにより、身近な環境の改善、良好な環境の創造を図る。
みどりを 育てる	みやぎ森林とのふれあいフェスティバル開催事業	土木部 都市計画課	—	都市環境の改善、県民レクリエーション需要に応える広域公園を整備する。
	宮城みどりの基金造成事業	環境生活部 自然保護課	H5～H18	緑の文化創造のアプローチプラザとしてみどりの関連行事を一本化して緑の大切さをアピールするため開催する。
	自然とのふれあい事業		H5～	緑化運動の展開を通じて基金の造成を図り、みどり資源のもつ環境・文化的資源の価値を高めみどり豊かな県土をつくる。
			H11～	自然教室や自然観察会など、広く県民に対して自然とふれあう機会を提供することにより、自然保護思想の普及啓発を図る。

▼表3-3-4-2 百万本植樹事業実績表

<過年度実績表(平成5年～平成24年)>

事業区分	事業か所	事業内容	植栽本数
市町村等公共施設緑化木配布	仙台市 外 664か所	市町村立公園・諸施設等への緑化木配布	146,364本
県有公共施設緑化事業	東北歴史博物館 外 114箇所	庁舎・諸施設等への植樹	38,521本
合計	778 か所		184,885本

<平成24年度事業実績概要>

事業区分	事業か所	事業内容	植栽本数
市町村等公共施設緑化木配布	蔵王町外 4市5町1村	市町村立公園・諸施設等への緑化木配布	1,917本
合計			1,917本

※ 平成23年度は震災の影響により休止。

(2) 都市公園の整備

都市計画課

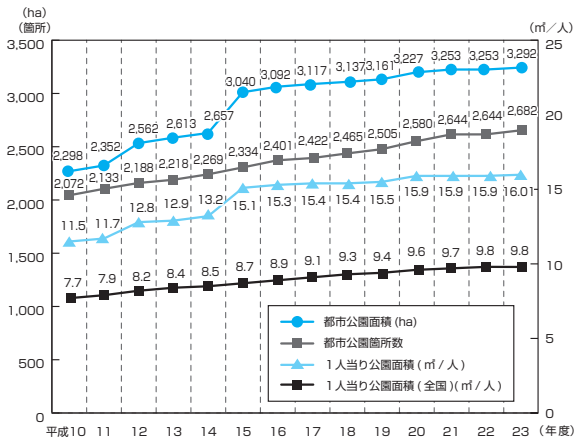
ライフスタイルや価値観の変化に伴うニーズの多様化とともに、環境、防災、景観などの側面において緑とオープンスペースが果たす機能の重要性が再認識されており、これらに対応できる都市公園の整備が求められています。このため、次に示す5つの視点から、地域バランスも考慮しつつ公園を配置し、整備を進めています。また、これらの機能を十分に果たせるよう、適正に公園の管理運営を行います。

② 宮城みどり基金

「宮城みどりの基金」は、県民総参加でみどりを育てる施策として、平成5年に設置されました。

基金の運用益等により、緑化思想の普及・啓発、森林・緑地等の整備などに活用されています。平成24年度末の基金造成額は、16,596千円となっています。

- 環境
すぐれた自然環境を構成する緑地の保全・保護
- レクリエーション
日常生活圏及び広域圏におけるレクリエーション・コミュニティ活動空間となる緑地の整備
- 防災
都市災害や自然災害の防止や緩和及び避難地や防災拠点となる緑地等のオープンスペースの整備
- 景観
すぐれた景観資源の保護・保全
- 歴史文化
地域の歴史や文化的資源と結びついた地区の保全



▲図3-3-4-1 都市公園開設推移



▲地区公園 (城山公園・大崎市岩出山)



▲広域公園 (加瀬沼公園・(多賀城市・塩竈市・利府町))

(3) 道路緑化の推進

道路課

県は、森と海の豊かな自然に恵まれた地域の特性を踏まえ、自然環境・生活環境といった様々な視点から、未来に誇れる強く美しい県土づくりを目標に掲げ、社会資本整備を行っています。

道路緑化については、地域住民と行政が「共に考え、共に創り、共に育む」をモットーに、県土の豊かな緑を活かし、都市と自然が調和した独自性のある道路環境となるよう、地域住民と協働して緑化作業を実施します。

2 身近な水辺環境の保全と創出

(1) 親水空間の整備

河川課

河川の豊かな自然環境は、多様な動植物の生息・生育及び繁殖環境を支えるとともに、美しい景観を形成している。人々が河川に近づき自然と親しむことができるよう、環境学習や癒し等の場として、親水空間の整備を推進しています。

(2) 港湾内緑地の整備

港湾課

港湾内緑地は、建造物を与える景観的圧迫感を緩和させ、単調な空間に変化を与えることで、港湾で働く人に快適な就労環境を提供するとともに、憩いの場やスポーツなどレクリエーションの場として、広く県民に利用されています。

このように県民に親しまれるウォーターフロントを形成するための主要施設として、港湾内緑地の整備を進めています。

▼表3-3-4-3 港湾内の主な緑地・公園

港名	緑地・公園名	面積	施設概要
仙台塩釜港 (仙台港区)	仙台港中央公園	91千㎡	展望台、親水広場、テニスコート等
	湊浜緑地公園	69千㎡	海水浴場、階段護岸等
	向洋海浜公園	32千㎡	駐車場、多目的広場、展望台等
仙台塩釜港 (塩釜港区)	中の島地区緑地	24千㎡	野球場、テニスコート等
	(仮称)港地区緑地	31千㎡	(造成中)
石巻港	雲雀野東緑地	102千㎡	(整備予定)
	雲雀野西緑地	138千㎡	(造成中)

(3) 漁港環境整備

漁港復興推進室

漁港の環境向上に必要な施設を整備するとともに、水域の環境を保全することによって、漁港における環境の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成することを目的としています。

これまで、磯崎漁港 (県・松島町) で水域空間の有効利用のため親水施設並びに漁港環境の有効活用のための広場等の整備を行ってきましたが、

平成24年度は震災復旧・復興業務優先のため事業を休止しました。

(4) 海岸環境整備事業

港湾課

高潮、波浪等の自然災害から国土及び海岸環境、沿岸住民の生命・財産を守るとともに、快適な海浜利用の増進を図るため、海岸保全施設（環境整備施設）の整備を実施しています。緑化や一部を緩傾斜堤などにするこ

他の周辺景観に配慮した施設を整備するなど、国土保全との調和を図りながら県民に親しまれる魅力のある海岸環境の形成を進めています。

▼表3-3-4-4 主な海岸環境整備施設

事業	海岸名	地区名	施設概要
港湾	仙台塩釜港海岸（離島）	桂島（前浜）	人工リーフ、階段護岸、遊歩道
		寒風沢（前浜）	離岸堤、階段護岸
	仙台塩釜港海岸	湊浜	離岸堤、親水護岸、遊歩道

3 美しい景観の形成

(1) 良好な景観形成の推進

都市計画課

平成16年に「景観法」（平成16年法律第110号）が制定され、景観への取組が国の施策として位置付けられるとともに、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施することが、地方公共団体の責務とされました。

県は、平成21年7月に美しい景観の形成についての基本理念と、その施策の基本となる事項を定めた「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」（平成21年条例第44号）が制定されたことを受け、平成24年3月に、美しい景観の形成に関する施策を総合的、計画的及び広域的に推進するため、「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」を策定しました。

同条例及び同方針に基づき、市町村の景観行政団体への移行を支援するとともに、普及啓発の一環として、県民が景観を生活の中の身近な問題として捉え、自らの問題意識から自発的に行動することを促せるよう、「みやぎ景観フォーラム」を開催するなど、景観形成を支える県民意識の醸成に向けて、積極的に施策・事業を展開しています。

- 景観行政団体
景観法に基づく、景観計画の策定等景観行政に取り組む地方自治体
- 県内の景観行政団体
宮城県 仙台市 登米市 松島町 塩竈市 多賀城市（移行順）

(2) 屋外広告物への規制

都市計画課

「屋外広告物法」（昭和24年法律第189号）及び「屋外広告物条例」（昭和49年条例第16号）に基づき、屋外広告物の表示・設置等に対して、地域の土地利用等に応じた必要な規制を行いながら、地域の景観と調和した屋外広告物の表示・設置等を誘導することにより、県土の良好な景観の形成、風致の維持及び屋外広告物による公衆への危害の

防止を図っています。

同条例等においては、禁止広告物、禁止物件とともに、禁止区域、許可地域に係る規定が定められ、許可地域において屋外広告物を表示・設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならないとしています。

また、電柱等の違法なはり紙を減らすため、平成17年7月に違法広告物除却サポーター制度を発足させ、ボランティアによる除却活動を行っています。

さらに、従来は届出制であった屋外広告業について、平成16年の屋外広告物法の改正により、営業停止命令等の営業上のペナルティーを適用できる登録制の導入が可能となったことから、平成17年7月から屋外広告業の登録制度を採用し、屋外広告業の関係団体と連携しながら、悪質な業者の排除とともに、優良な業者の育成に努めています。

(3) 電線類の地中化

都市計画課・道路課

日本の都市に比べ、欧米の都市の街並みが美しいと思える要因のひとつに、立ち並ぶ電柱と空を横切る電線のないことがあげられます。道路から電柱・電線無くす無電柱化に対する要望は、歩行空間のバリアフリー化、避難路の確保等、都市防災対策及び良好な住環境の形成等のほか、歴史的な街並みの保全等、美しい景観形成の観点からも強く求められています。現在、県では無電柱化推進計画（平成21～25年度）に基づき、まちなかの幹線道路や歴史的街並みを保全すべき地区等、良好な都市景観の形成を目的として電線共同溝事業を推進しています。

また、歩道が狭い、あるいは設置されていない道路のように、電線共同溝等の地中化による無電柱化が困難な箇所においては、裏配線や軒下配線等の整備手法が有効であることから、地中化以外の無電柱化手法も活用して整備を推進しています。

4 個性ある地域づくりの推進

(1) まちづくりの支援

都市計画課

① 身近なまちづくり支援街路事業

日常生活の豊かさを実感できる身近な生活空間の整備や、より質の高い街路空間の整備に対するニーズが高まっています。このため、地域の特性を生かした個性のあるまちづくりに取り組もうとする地区を対象に、身近なまちづくり支援街路事業を実施しています。

塩竈市の鹽竈神社周辺地区においては、鹽竈神社をはじめとする歴史的遺産や古くからの造り酒屋や味噌醤油屋など歴史的建築物が多いことから、これらを活用した個性あるまちづくりの支援を進めており、その中で、幹線道路や歩行者ネットワークを形成する地区内道路の整備で、車道の拡幅、歩道の設置、電線類の地中化、舗装や照明灯のグレードアップなど総合的な街路整備計画を地元関係者の参画の基に立案し、良好な居住環境の確保、安全で快適な交通環境の整備、地元商店街の活性化を誘導する集客力の向上などを図ることを目的に都市計画道路北浜沢乙線を整備しました。

② 都市再生整備計画事業

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、平成16年度から施行している事業です。

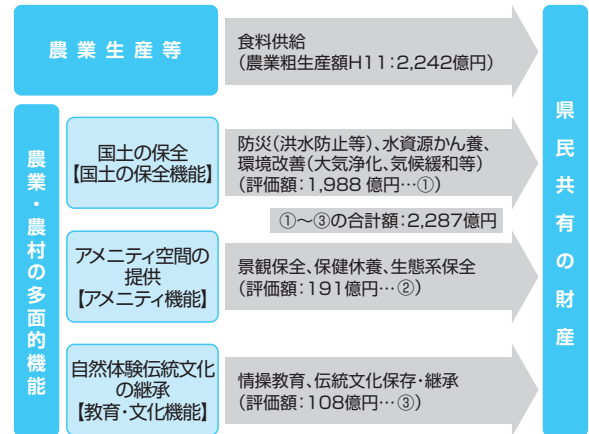
事業の事業主体は市町村であり、各市町村が策定した「都市再生整備計画」に基づき事業を推進しており、平成24年度は6市町7地区において事業を推進しました。

(2) 農業・農村が持つ多面的機能の維持・増進

農村振興課

農業・農村は、農業生産のほかに、洪水の防止や美しい田園景観の保持、緑豊かで心安らかな場の提供、さらには環境・情操教育の場や伝統文化の継承等、様々な役割を持っており、それらは、農業・農村の多面的機能と呼ばれています。

平成19年度からは、農地・水・環境保全向上対策（平成23年度から農地・水保管理）を実施し、農地・農業用水等の生産資源や農村が有する自然環境・景観などの環境資源を持続的に保存するために、農業者だけでなく地域住民が一体となって保全向上する共同活動を支援しています。



▲図3-3-4-2 農業・農村の多面的機能の概念図



▲加美町立宮崎小学校6年生児童による生きもの調査の様子

(3) 中山間地域の総合対策

農村振興課・農村整備課

中山間地域は、過疎化・高齢化に伴う農業の担い手不足や、地理的条件が不利なことから、耕作放棄地の増加、農林業生産活動の停滞、さらに地域活力の停滞が大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、地域の特性を活かした農林業の振興をはじめ、農業生産基盤や生活環境基盤の整備等、定住化に関する施策を推進するとともに、国土保全や水源のかん養など、中山間地域の有する多面的機能の維持を図っています。

▼表3-3-4-5 中山間地域に対する主な事業の実施状況

事業名	実施地域	内容
中山間地域等直接支払交付金事業	白石市ほか12市町	耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保、担い手育成による農業生産活動の維持等
中山間地域総合整備事業	登米市ほか2町	ほ場・農道整備、農業集落道整備等の生産・生活環境基盤の整備
中山間地域等農村活性化事業（基金）	県下中山間地域等	地域住民活動を推進する人材の育成及び農地や土地改良施設が有する多面的機能の維持・保全活動への支援



▲ほ場整備・東和地区（登米市）

(4) グリーンツーリズムによる農村振興

農村振興課

農山漁村を訪れ、その自然、文化、人々との交流等を楽しむ滞在型の余暇活動を「グリーン・ツーリズム」と呼んでいます。

豊かな自然に触れ、農林漁家民宿・レストランで食を楽しんだり、地元住民と一緒に農作業や郷土料理づくりなどの体験活動をする事で、日常の生活で失いがちな「ゆとり」や「やすらぎ」などを感じることができます。

こうした交流を通じて、農村住民が、農業や地域の魅力を再認識し、その魅力を一層高めていこうとする活動に取り組むことで、地域に活気が生まれています。

平成25年度からは、第3期みやぎ型グリーン・ツーリズム行動計画（H25～H28）に基づき、震災により被災した沿岸部実践者等への支援と県全体のグリーン・ツーリズム活動の底上げを図っていきます。

将来にわたって保全・継承していくことは重要です。県内においては、下記のとおり認定されています。

5 宮城の生活環境における日本の100選

環境政策課

日本の百選に代表される全国の優れた水環境、音風景及びかおり風景は、それぞれ昭和60年3月、平成8年及び平成13年に環境省によって選定されました。地域に親しまれているこれらの環境

を将来にわたって保全・継承していくことは重要です。

県内においては、下記のとおり認定されています。

▼表3-3-4-6 名水・音・かおり風景100選一覧

<名水>

名水の名称	所在地	分類	時期	概要
広瀬川	仙台市	河川	通年	仙台市街地の中心部を流れる都市河川でありながら、荒々しい自然崖と豊かな河岸の緑が調和する渓谷さながらの景観を残している。また、清流にしか棲まないアユやカジカガエルが見られるほか、カワセミ、ヤマセミなど、百種類を超える野鳥も確認されている。
桂葉清水	栗原市	湧水	通年	奥羽山脈東麓の陸前丘陵の一部築館丘陵の南部に位置し、桂葉清水周辺は平成4年に公園として整備され、田園風景に囲まれている。

<残したい“日本の音風景100選”>

音風景の名称	所在地	分類	時期	概要
宮城野のスズムシ	仙台市（宮城野区）	昆虫	立秋過ぎから晩秋の霜の降りる前まで	秋の夜、岩切城跡の茂み、与兵衛沼の大堤の周辺では、スズムシの鳴き声がよく聞こえる。宮城野のスズムシは七振り鳴くと言われ、古来より親しまれてきた。
広瀬川のカジカガエルと野鳥	仙台市	生物複合	カジカガエルは5月末から8月まで。野鳥は四季折々。	仙台市の街の中を流れる広瀬川は、生き物も多く生息し、5月末から8月には、カジカガエルが美しい声を聞かせ、年間を通じセキレイ、カワセミ、ヤマセミ等清流の鳥の声と姿を楽しめる。
北上川河口のヨシ原	石巻市（旧河北町、旧北上町）	植物	4月から12月頃	初夏から初冬にかけて、川面を渡る風がヨシのすれ合う音を誘い、ヨシ原一面で合唱が始まる。多様な生物相と豊かな水をたたえるヨシ原では、毎年初冬、地元の人々によるヨシ刈りが行われる。
伊豆沼・内沼のマガン	栗原市（旧築館町、旧若柳町） 登米市（旧迫町）	鳥	10月中旬から2月下旬、特に日の出、日の入りの時刻。	伊豆沼・内沼には、毎冬、マガンを中心に多くの雁が飛来してくる。マガンは、朝、日の出と共に一斉に飛び立つ。その羽音と鳴き声はまさに壮観である。

<かおり風景100選>

かおり風景の名称	所在地	かおりの源	季節	概要
金華山の原生林と鹿	石巻市	ブナ、モミ、アカマツ、草地	一年中	金華山には、ほぼ手つかずの原生林が見られ、生息するシカ、草、潮のにおいが感じられる。島内は国定公園の特別保護地区に指定されている。
南くりこま一迫のゆり	栗原市	ゆりの花	6月中旬～7月下旬	2.5haの栽培面積をもつ園内には、150種15万株のゆりの花が栽培されている。「ゆり祭り」開催時は、「町おこしゆりの会」が主体となり、公園管理や清掃活動を行っている。

名水100選： http://www.env.go.jp/water/mizu_site/（環境省 水環境総合情報サイト）より抜粋
かおり風景・音風景100選： <http://www.env.go.jp/air/life/index.html> より抜粋

自然環境の保全及び創造 第三部